

事例1：会社保有車両での業務災害(後遺障害5級相当)

Aさんは埼玉県在住、48歳、建設機器販売会社に営業職として勤務。年収約600万円。
パート勤務の妻と、19歳大学生の長女、16歳高校生の長男と共に同居。
自宅はAさん名義のマンションで、住宅ローンが2000万円残っている。
Aさんは自動車を保有していて、人身傷害(3000万円・車外OK)、弁護士費用特約あり。

1, 事故態様

●月●日、Aさんが会社に出勤し、同僚数名とともに会社の機材を片付けていた際の事故。
社屋内の重い機材を100メートルほど離れた所にある倉庫へ移動させるため、会社の軽トラックを同僚が運転し、Aさん一人が機材とともに荷台に乗った。
軽トラックが車道に出てカーブを曲がる際に、Aさんが荷台から振り落とされ、アスファルトの路面に頭を強打。Aさんは意識を失い、同僚が消防と警察に通報。
この軽トラックは会社保有で、任意保険には加入せず自賠責保険のみ加入。

2, 治療費等

労災申請については会社側が行い、「治療費や給与補償は労災から支給される」と会社側から家族に説明。

3, 事故後の経過

救急病院へ搬送、外傷性クモ膜下出血、脳挫傷、急性硬膜下血腫の診断を受けた。
Aさんは保存加療の後、10日ほどで徐々に意識回復するとともに、不穏により暴言暴力が発現。
事故後1カ月ほどで不穏が軽減し、リハビリテーション病院へ転院。
リハビリ病院に転院後、1カ月を過ぎたころから独歩が可能に。
リハビリ病院では当初、高次脳機能障害を指摘され5カ月の入院予定だったが、家族が面会に行くとたびにAさんが「俺はもう治った。早く仕事に戻る」と主張していたため、転院後3カ月で自宅退院。

退院後は、当初の搬送先である救急病院の脳外科外来で経過観察の予定になった。
以後、Aさん夫妻と会社側で協議し、退院後約1か月で元の営業部に復職。自動車運転はせず、通勤は路線バス。業務内容は、まずは営業の外回りはせずにデスクワークをすることになった。
しかしAさんは業務に集中せず、離れた席の同僚に声をかけたり、事務作業では失敗を繰り返

したりして、次第に自宅でもイライラして子供たちにも暴言を言うように。

事故後5カ月経ち、会社側からは勤務状況に問題があるため部署を異動するよう打診を受けてしまった。

Aさんの妻は、このまま仕事が続けられるか不安になり、地元の高次脳機能障害支援センターに相談を開始。

4, 現状で想定される自賠償と労災の後遺障害等級

想定される後遺障害等級は5級程度と思われる。

5級:神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの

5, 課題

① 労災が支給決定されるまでのスケジュールは？

回答:

治療費については、既に労災申請中とのことなので、病院は支払を待ってくれるはず。

損保会社が支払う休業損害については、労災適用前で経済的にも逼迫している場合は、

- ・加害会社に内払を求める、

- ・人傷傷害保険特約(過失分が補填される特約)が付帯されているAさんが加入している保険会社に支払いを求める、

- ・自賠償の仮渡金制度を活用して40万円の給付を受ける(仮渡金制度:交通事故によって被害者が必要とする当座の出費を補償するための制度。死亡の場合は 290 万円、傷害の場合は程度に応じて 5 万円、20 万円、40 万円といった一定の金額が支払われる。)

…という選択肢が考えられる

② Aさんのようなケースの場合に、リハビリテーション病院退院時に入れられる支援は？

回答:

高次脳機能障害が発現しており、地域でのリハビリが必要。

受傷後半年で精神障害者福祉手帳の取得、または半年前でも高次脳機能障害の診断をもって障害福祉サービスを受けられる。

診断書があれば、会社側にも説明がしやすい。

③ Aさんは労災しか補償が受けられないのか？会社側に事故の責任はないのか？

回答:

会社は事業のために従業員を使用して利益を得ており、これに伴って生じた損失(賠償責

任)も負担するという考え方なので、労災とは別に会社に対しても賠償請求が可能。
同僚である運転手だけでなく会社にも賠償請求できる。

④ Aさんの過失割合は？

回答：

貨物自動車の場合、貨物が落ちないように見守るために荷台に乗車すること自体は法律上認められている(道交法55条1項但書)。ただ、荷台の枠に腰掛けるだけの不安定な姿勢だったり、発進するのがわかっていながら荷台で立っていたりした場合には過失が認められる(裁判例によって10%~50%程度と幅広い)。

仮に過失が認められても、過失分が補填される人身傷害保険金があるので、3000万円の範囲では裁判後に人身傷害の保険会社から保険金が受けられる。(人身傷害の契約内容によっては支払い対象にならない場合もあるので、早い時期に確認すると良い。)

⑤ 自賠責と労災の症状固定はいつ？

回答：

高次脳機能障害の場合、10か月から2年程度で症状固定になる。

自賠責と労災は別制度であるため、必ず症状固定が同じ時期になるというわけではないが、通常は同じ時期になる。

⑥ Aさんはどんな障害福祉サービスを利用できるか？どんな手続きになる？

回答：

勤務先で問題が生じて部署移動を命じられているので、精神障害者福祉手帳を取得した上で、障害者雇用に切り替えてもらうことが考えられる。

そのためには適切な診断書作成が必要。

「就労準備性」の確認と、就労能力評価まで実施することが適切。

さらに、会社の方針も要確認。(まずは家族をとおして会社に確認。いつまで休めるか？どんな業務が可能か？解雇になる可能性も確認等)

⑦ Aさんのようなケースの場合に、就労に向けた支援のスケジュールは？

回答：

(⑥と同様)

⑧ 高次脳機能障害を負ったとしても、仕事をめざす(障害者雇用や就労移行訓練を含む)場合に、交通事故の損害賠償請求においてどの様に障害の立証ができるのか？

回答：

障害者雇用の職場の上司、同僚や、就労移行訓練の職員から事情を聴取して、仕事や作業

所において、高次脳機能障害がどの程度影響しているかを立証する。
事故前後の収入の変化を源泉徴収票などを用いて立証するなど。

補足説明

- 自動車の任意保険に入っていたとしても、同僚災害(加害者も被害者も会社の同僚で業務中)だと、契約内容によっては任意保険が使えない場合がある。
→労災の給付が受給できるが、会社に損害賠償請求をすることに

- 受傷後半年以内に施設入所が必要になった場合は…
→障害福祉サービス利用のために高次脳機能障害の診断書(ICD-10 コード)を作成し、障害支援区分認定の申請をすることがベター。

事 務 連 絡
平成 1 8 年 3 月 2 2 日

都道府県
各 精神保健福祉主管課 御中
指定都市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神保健福祉課

障害者自立支援法における障害福祉サービスの支給申請に係る
精神障害者であることの確認について

標記については、下記のとおり取扱願いたく、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）
等への周知をお願いするものである。

記

- 1 精神障害者が、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの支給申請を行う場合には、申請書のほか、次の書類のうちいずれかを添えることとする。
 - ① 精神障害者保健福祉手帳
 - ② 精神障害を事由とする年金を現に受けていることを証明する書類（国民年金、厚生年金などの年金証書等）
 - ③ 精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けていることを証明する書類
 - ④ 自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る）
 - ⑤ 医師の診断書（原則として主治医が記載し、国際疾病分類ICD-10コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること）
- 2 市町村においては、上記 1 の書類により精神障害者であることを確認した上で、申請書を受理し、支給決定に係る手続きを進めて行くこととする。

（照会先）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神保健福祉課 精神福祉係 佐々木
Tel 03-5253-1111（内線3058）

事例2：学生でバイトをかけもちのケース(後遺障害2級)

Bさんは千葉県の大学に通う男性、20歳。実家は群馬県。工学部の3年生で、進学と同時に大学近くのアパートで独り暮らしを開始。レストランのウェ이터と塾講師のふたつのアルバイトをかけもちしていた。(2つのアルバイトを合計した収入は年間100万円程度)

将来は大学院への進学を希望していた。

Bさんの実家では、共働きの両親と、高校2年の弟が暮らしている。

両親はそれぞれ自動車を保有していて、各々弁護士費用特約あり。

Bさん自身は125ccバイクを所有していて、実家の父親がファミリーバイク特約に加入。(人身傷害型5000万円)

1, 事故態様

●月●日、午後10時ごろの事故。

Bさんがレストランのアルバイトを終え、自身のバイクでの帰路、青信号で交差点を直進する際に対向車が右折してきたため衝突。10m以上飛ばされ、重症頭部外傷。

2, 治療費、法律相談

両親がレストランに事故の連絡をして労災は使えないのか聞いたら、「Bさんはアルバイトだから労災は使えない」と言われ、労災申請せずに、加害者の自動車保険会社に自由診療で請求する方針になった。

事故直後に両親が法律相談で話を聞いた際、Bさんはまだ意識障害が遷延した状態だったため、弁護士から「成年後見人としてしか契約できない」と言われ、そのまま後見申立ても未着手に。

3, 事故後の経過

救急病院へ搬送、外傷性クモ膜下出血、脳挫傷、びまん性軸索損傷の診断。

保存的加療の後、1カ月以上経過しても意識覚醒には至らない。

事故後2カ月弱でようやくリハビリに乘れそうな兆しが出てきて、リハビリテーション病院に転院。転院後に意識回復してきた。

事故後5カ月の時点で、左片麻痺と、顕著な高次脳機能障害が認められる。

リハビリレベルで歩行器移動を行うが、日常的な移動は車椅子。

食事はスプーンで常食を食べられるが、口に食べ物を詰め込み過ぎてしまうため、見守り声掛けが必要。着替えや入浴も同様に、介助が必要。

病室にはリハビリ予定表を貼っているが、スケジュールを把握できず、リハビリスタッフがベッ

ド脇まで迎えに来ることがほとんど。

家族に携帯電話で LINE メッセージを送るが、簡単な文面のためのやり取り。

家族も B さんも、早く家で暮らしたいと希望しているが、賠償でどの程度の補償が受けられるかわからず、家族が法律相談に…。

4, 現状で想定される自賠償と労災の後遺障害等級

想定される後遺障害等級は(別表1)2級程度と思われる。

(別表1)2 級:神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの

5, 課題

- ① 学生のアルバイトだと労災適用にならないのか？勤務先が労災保険に加入していないと労災適用にならないのか？

回答:

雇用形態にかかわらず、すべての労働者に労災の適用はある。ダブルワークをしている場合、例えば、本件ではレストランのアルバイトからの帰宅途中の通勤災害だが、レストランが副業であっても労災の適用がある。会社から労災は使えないと言われても、労基署に相談すればよい。

- ② B さんの両親は、加害者側損保会社がすべて補償してくれるなら安心だと思っていたが、B さんが労災適用になった場合のメリットは？

回答:

労災適用になった場合、労災にも休業給付の申請ができるが、その際、2割の休業特別支給金も受領でき、結果として120%の休業給付を受けられる。また、7級以上の後遺障害の場合には、生涯にわたって労災年金が支給される。

- ③ 後見人がいないと弁護士は一切対応できないのか？

回答:

後見人が就任する前でも、本人もしくは家族から依頼があれば、弁護士が保険会社と交渉して、後見人選任前でも初期対応をすることは可能。

- ④ B さんは結果的に意識回復しているが、後見人が必要なのか？必要だとしたら、後見人申立て時期と、後見人候補者選びはどうすると良いか？

回答:

近年では、自賠償後遺障害等級3級以上の高次脳機能障害の場合、原則として後見人をつ

けなければ、自賠責保険金が支払われない扱いになった。このため、自賠責保険金が支払われる前の症状固定後を目途に後見人の申し立てをすると良い。

高額な賠償金入金が見込まれる場合、家庭裁判所は、家族単独ではなく専門職を後見人に選任することになる。

後見人候補者としては、成年後見センター・リーガルサポートにご相談いただければ、成年後見人の経験のある司法書士の先生を紹介してもらえる。

- ⑤ Bさんの身体状態がこのままだと、実家を住宅改修する必要がある。

改修工事費用の工面と、工事完了までBさんはどこで過ごせるか？

回答：

事故から5か月の時点で、リハビリではあるものの歩行器移動ができる程度に回復しているので、どの程度の改修費用が必要かにもよるが、加害者側保険会社から内払を受けることが考えられる。症状固定時期が退院前(入院中)になった場合には、自賠責に申請して、自賠責保険金(2級の場合に3000万円が支給される)を原資とすることも考えられる。工事完了までは病院(障害者病棟や療養病棟)あるいは施設で過ごすことになる。

- ⑥ 自賠責と労災の症状固定時期は？

回答：

自賠責も、労災も、自宅に戻ってBさんの状態が安定してからの時期になる。

- ⑦ 労災のケアプラザの存在とは

すぐに入所することは難しいが…

<https://www.rousaisc.or.jp/center/plazaList.html>

- ⑧ ナスバの介護料と労災の介護料のメリットデメリット

回答：

ナスバの介護料の場合、受領しても賠償金から控除されないのに対して、労災の介護給付は賠償金から控除される。また、金額としてもナスバの介護料(最大約22万円)の方が労災介護給付(最大約17万円)よりも手厚い。

いずれか一方の給付しか受けられないため、ナスバの介護料の支給を受けるべき。

補足説明

- Bさんはまだ若いのでリハビリ継続が望ましい。労災で治療費対応(療養給付金)されるので、入院継続し病院でのリハビリを長期に実施した後に症状固定を判断するのも良い。症状固定時期は、住宅改修の費用捻出との兼ね合いで判断する必要がある。

●症状固定後の治療費は基本的に自費(健康保険適用による自己負担)に変わるので、自賠責も労災も同時期に症状固定にする場合は、加害者側損保に先払いの交渉もできる。

●後見人が必要となるケースについて

後見人が選任されるまで家族が保険会社との交渉などで大変困ることが多い。

それを防ぐために後見人選任前でも、家族が弁護士と委任契約することで弁護士が代理人となり保険会社と交渉できる。

●家族が後見人になりたい場合や、家族と後見人の方針が合致しない場合

→あらかじめ後見人の候補者をたてて後見申立てを行うことが望ましい。

●信託銀行の活用

→事件終了後、大きな財産は信託銀行に預託することを家庭裁判所は勧めている。

専門職の後見人(弁護士や司法書士)が外れて、家族に後見業務を引き継ぐことで、専門職への後見料支払いが無くなる。

参考



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

テーマ別を探す | 報道・広報 | 政策について | 厚生労働省について

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > よくある質問 > 労災保険に関するQ&A > 7-5 労災

7-5 労災保険の各種給付の請求はいつまでできますか。

回答

給付金	時効
療養(補償)給付	療養の費用を支出した日ごとに請求権が発生し、その翌日から2年
休業(補償)給付	賃金を受けない日ごとに請求権が発生し、その翌日から2年
遺族(補償)年金	被災労働者が亡くなった日の翌日から5年
遺族(補償)一時金	被災労働者が亡くなった日の翌日から5年
葬祭料(葬祭給付)	被災労働者が亡くなった日の翌日から2年
未支給の保険給付・特別支給金	それぞれの保険給付と同じ
傷病(補償)年金	監督署長の職権により移行されるため請求時効はない。
障害(補償)給付	傷病が治癒した日の翌日から5年
介護(補償)給付	介護を受けた月の翌月の1日から2年
二次健康診断等給付金	一次健康診断の受診日から3ヶ月以内



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ホーム

Google カスタム検索

テーマ別を探す | 報道・広報 | 政策について | 厚生労働省について | 統計情報・白書 | 所管

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 労災補償 > 社会復帰促進等事業

社会復帰促進等事業

社会復帰促進等事業の概要

社会復帰促進等事業とは

労災保険制度で、事業主の皆様からお支払いいただいた労働保険料の一部で、以下の3つの事業を行うものです。

社会復帰促進事業

被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業

被災労働者等援護事業

被災労働者とその遺族の援護を図るために必要な事業

安全衛生確保等事業

労働者の安全と衛生の確保などのために必要な事業